

1999年公布の盗聴法（通信傍受法）以降、刑事訴訟法改正が相ついでおり、現在（2015年11月1日）、「新時代の刑事司法制度」の構築を標榜する刑事訴訟法等改正案が国会に上程されている。1948年公布の現行刑事訴訟法（昭和刑事訴訟法）は大きく変貌しようとしているのである。明治、大正、昭和の各刑事訴訟法に続く平成刑事訴訟法が生まれようとしていると言ふべきかもしれない。この変貌をどう評価すべきかについて見解は分かれようが、その当否は別として、日本国憲法の洗礼を受けた昭和刑事訴訟法の下での刑事訴訟法学の理論的蓄積に依拠して、将来の刑事訴訟法の姿、あり方を見定めるべき局面に立ち至っていることは確かである。

しかし、永く刑事訴訟法教育に携わってきた立場からみると、刑事司法改革の問題状況や刑事訴訟法の理論的蓄積を授業の中で語ることが難しくなっている現状にあるように感じられる。刑事訴訟法を受講する学部学生は、刑事訴訟法を専攻して研究者になろうとする者ででもない限り、刑事司法改革の問題状況や刑事訴訟法学の理論的發展過程に関心を寄せることはほとんどないように見受けられる。また、ロースクールで刑事訴訟法を学ぶ学生の多くも、司法試験の重しのためか（それ自体はやむを得ない点があるが）、理論学習よりも判例中心の表面的な解釈論に学習の力点を置く傾向が強く、刑事司法改革のあり方や刑事訴訟法の理論的發展過程への関心は稀薄であるように思われる。しかし、このような状況にあればこそ、刑事司法改革の問題状況や刑事訴訟法の理論的發展過程への関心を喚起し、骨太い刑事訴訟法の理解をしっかりと体得させるための教育的工夫が必要なのではないだろうか。刑事訴訟法における理論と実務の緊張的関係の再構築の必要性がしばしば指摘される昨今の状況を考えて

も、そうであろう。

本書はこのような問題意識に立って、刑事訴訟法をより深く学ぼうとする学生を念頭に置いて、刑事訴訟法の理論的發展過程を理解する上で重要と思われる基本文献を取り上げて、その主張のエッセンスや学說的位置づけ、そして現代的意義を解説することで、刑事訴訟法の理論的到達点を学ぶ手引きを提供しようとしたものである。こうした本書の性格に鑑み、叙述に際して原則的に敬称を付さないこととした。各位の御海容をいただきたいと思う。

読者の方々には、本書を道しるべとして、基本文献に直接に接して、刑事訴訟法の理論の深みを味わっていただきたいと思う。

最後となったが、本書には、編者と研究上の接点をもつ方々に執筆いただいた。貴重な時間を割いて原稿を寄せて下さった執筆者の方々に心より感謝申し上げます。また、本書の企画は法律文化社の掛川直之氏の発案によっている。記して感謝申し上げます。

2015年11月1日

川崎 英明
葛野 尋之